

川崎市地球温暖化対策推進基本計画の 一部見直し（案）

令和7(2025)年11月 川崎市

1 概要

国では、令和 7（2025）年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す新たな目標が示されました。

本市においても、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標を目指して、市民・事業者の皆様とビジョンを共有し、2030年度以降も取組を加速させていくことが重要であると考えています。

上記のことを踏まえ、川崎市地球温暖化対策推進基本計画（以下「基本計画」といいます。）を一部見直し、バックキャスティングで設定した現基本計画における2035・2040年度の温室効果ガス排出割合の将来推計を明確にするとともに、2030年度以降を見据えた温室効果ガス排出量削減に向けた本市の対応について、考え方を示します。

また、気候変動対策における生物多様性の重要性が一層高まっていることなど、社会状況の変化等を踏まえ、「自然共生」の視点をより明確化すること等のため、基本的方向及び施策の一部を併せて見直します。

2 一部見直し内容

(1) 2035・2040年度温室効果ガス削減割合の将来推計の明確化

国では、令和7(2025)年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、2035年度、2040年度における温室効果ガス排出量を2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す新たな目標が示されました。

本市では、「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」第1期期間（令和4（2022）～令和7（2025）年度）において、基本計画の目標で計画の目標である温室効果ガス排出量の削減について、令和4(2022)年度の排出量（暫定値）は2,019万t-CO₂で、平成25(2013)年度と比較し、▲364万t-CO₂(▲15.3%)削減し、2030年度目標達成に向けて一定取組は進んでいますが、異常気象の頻発や記録的な高温等、気候変動の脅威は益々高まっており、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組の加速は必須な状況です。そのため、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標を目指して、市民・事業者の皆様とビジョンを共有し、2030年度以降も取組を加速させていくことが重要であると考えています。

上記のことを踏まえ、バックカスティングで設定した現基本計画における2035・2040年度の温室効果ガス削減割合の将来推計を次のとおり明確にします。

【現基本計画における2035・2040年度温室効果ガス削減割合の将来推計】

市域全体

2035年度推計 ▲64%(2013年度比)

2040年度推計 ▲77%(2013年度比)

参考)国の地球温暖化対策計画上の目標値

2035年度目標 ▲60%(2013年度比)

2040年度目標 ▲73%(2013年度比)

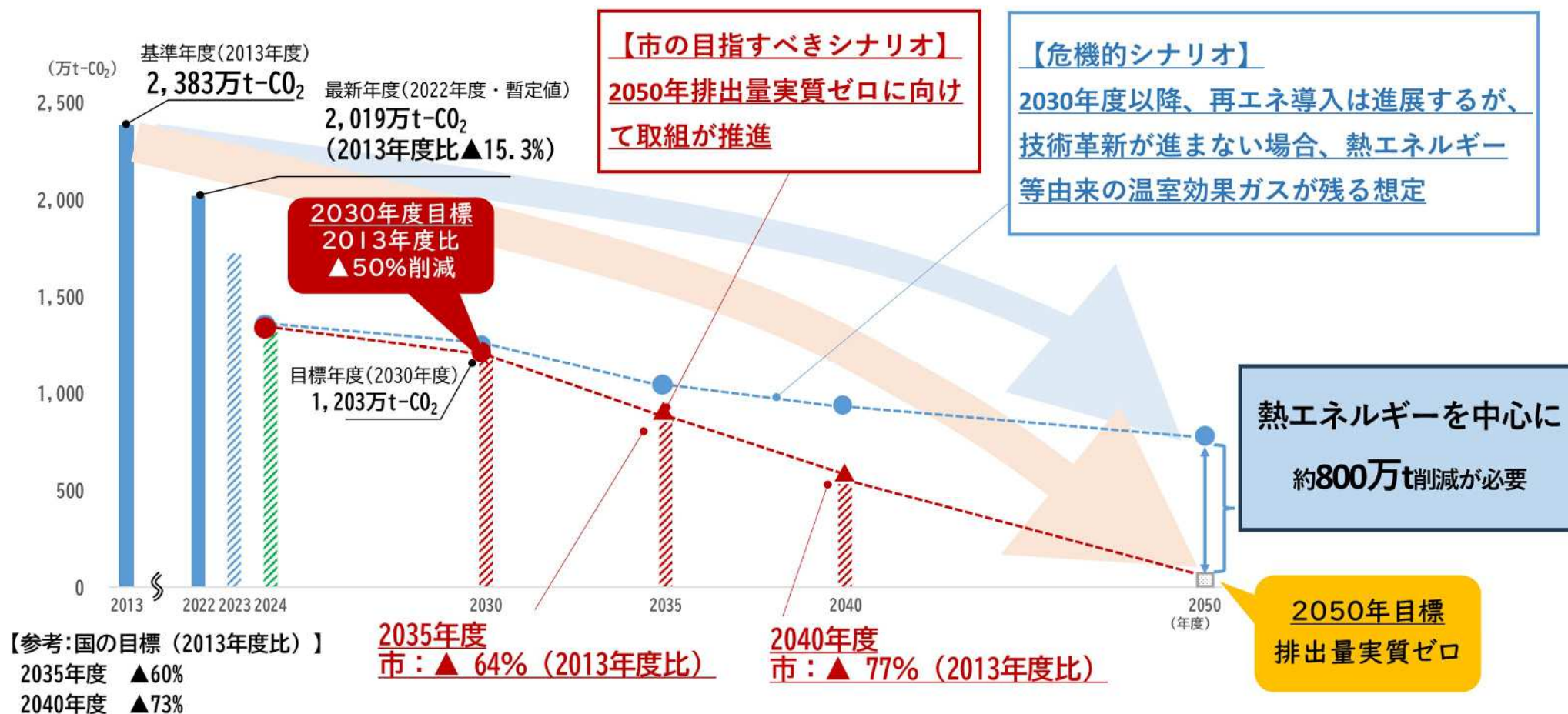
2 一部見直し内容

本市は産業系からの温室効果ガス排出量が多く、その中で熱エネルギーの占める割合が大きいことから、現基本計画に基づき取組を推進するとともに、あわせて2030年度以降の熱エネルギーの温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた取組強化が必須となります。仮に、再生可能エネルギーの導入が進展する一方で、技術革新によるイノベーションが進まない場合は、2050年に熱エネルギーを中心に約800万tの温室効果ガスが残るシナリオも想定されることとなり、目指すべきゴールの達成が極めて困難となります（次ページグラフ参照）。また、データセンターの建設等による電力需要の増加による温室効果ガス排出量の増加など、新たな課題への対応も必要な状況です。加えて、市域における再生可能エネルギーの普及促進・地産地消や、市民・事業者の行動変容に向けた取組の強化など、様々な施策を一層効果的・効率的に展開していくことが求められます。

このような状況を踏まえ、**2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ達成に向け、次期基本計画の改定作業の中で、新たな目標や熱エネルギー等への課題、これまでの進捗等を踏まえたより効果的な施策について、検討を進め、基本計画の前倒し改定も見据えて、取組を推進してまいります。**

2 一部見直し内容

【図】市の目指すべきシナリオと危機的シナリオにおける温室効果ガス排出量の動向イメージ



出典：川崎市作成

2 一部見直し内容

(2) 社会状況等を踏まえた基本的方向・施策の一部見直し

近年の気温上昇など気候変動が生活に影響を大きく及ぼす中、気候変動対策における生物多様性の重要性が一層高まっていることなど、社会状況の変化等を踏まえ、「自然共生」の視点をより明確化すること等のため、**以下のとおり、みどりに係る基本的方向及び施策の一部を見直します。**

なお、次期基本計画において、「みどりの将来像」を踏まえた改定を行います。

VIII 多様なみどりが市民をつなぐまち



VIII 多様なみどりと共生するまち

施策No.37 ア 全国都市緑化かわさきフェア
を契機としたみどりのまちづく
りに向けた取組の推進



施策No.37 ア 全国都市緑化かわさきフェアを契機とし
たみどりのまちづくりに向けた取組の推進
※施策No.38～40の関係事業に継承

※フェア終了後においても、本施策の役割は計画上継続するものであり、関係施策・事業に継承されていくことを明記します。